

法定外公共物（里道・水路）のしおり

鹿児島市

1 法定外公共物（里道・水路）とは

道路法が適用される「国道・県道・市道」や河川法が適用又は準用される「二級河川・準用河川」のように、法律が適用・準用される公共物のことを「法定」公共物というのに対し、里道・水路や農道・農業用水路などのように法律が適用されない公共物を「法定外」公共物といいます。

2 法定外公共物の国からの譲与

里道・水路は、その多くが農道や農業用水路など、地区住民の日常生活に密着した道路・水路として利用されていますが、その敷地は、国有財産とされてきました。

地方分権の推進を図るために、国有財産である里道・水路のうち機能を有するもの等については、平成17年3月末までに市町村に譲与されました。

これにより、国から引き継がれた里道・水路については、これまで鹿児島県の出先機関（旧土木事務所）に申請していた境界確定や用途廃止等の申請窓口が鹿児島市に変わりました。

※ 里道・水路のなかには市町村に譲与されずに引き続き国（財務事務所）で管理している旧里道・水路（旧法定外公共物）と呼ばれるものも残っております。

3 法定外公共物管理条例の施行

市が所有する法定外公共物を適正に管理するため、平成16年11月1日から鹿児島市法定外公共物管理条例が施行されました。その主な内容は次のとおりです。

- (1) 法定外公共物の機能・構造等に支障を及ぼす行為の禁止
- (2) 敷地の占用・工事・土石等の採取・流水の占用（灌漑用を除く）は市長の許可が必要
- (3) 敷地の占用・土石等の採取・流水の占用は占用料の納入が必要

4 法定外公共物に関する手続

(1) 境界確定に必要な手続

里道・水路は、法務局の公図（字絵図、地籍図等）に表示された地番のない長狭物（登記簿にも記載されていない）であり、通常、公図のほかはその位置や所在等を証する公文書は存在しません。しかしながら、公図を見ても里道・水路との実際の境界は確認できません。

そのため、里道・水路と民有地の境界については、隣接地の所有者が必要な場合に（地積更正や分筆等をされる場合）境界確定申請をしていただき、里道・水路の管理者である市及び隣接地の所有者の立会・協議により境界を確定することになります。

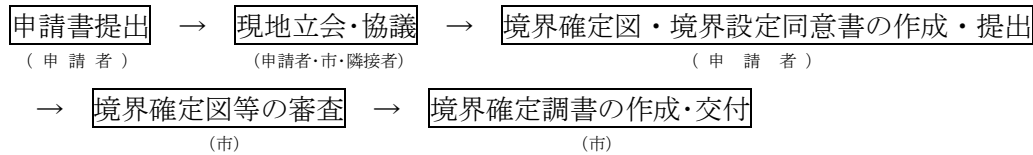
また、里道・水路の境界確定にあたっては、その幅員が狭いという特殊性から後日の紛争を防ぐため、申請地及びその隣接地並びに対面地の地権者の立会のもとで境界を確定します。

《立会・協議を要する隣接地等の所有者及び境界確定の範囲》



- ※ 申請地の隣接地 1番地、3番地
申請地の対面地 4番地、5番地、6番地

《境界確定手続の主な流れ》



(2) 占用許可に必要な手続

① 占用の許可

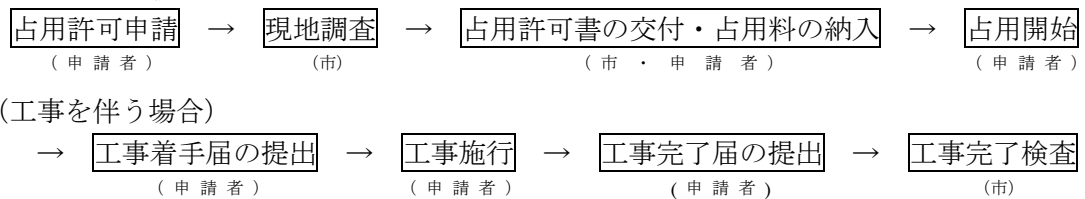
法定外公共物は、道路機能や流水機能の確保のため基本的には構造物等による占用は認められません。

しかしながら、法定外公共物の機能・構造に支障のない範囲で占用等の許可を受けることができます。法定外公共物の敷地に施設・構造物を設け、継続して使用するために占用する場合は、事前に市長の許可が必要です。

② 占用料の納入

法定外公共物の敷地等の占用許可にあたっては、市道や準用河川と同様に占用料を納入いただく必要があります。

《占用許可手続の主な流れ》

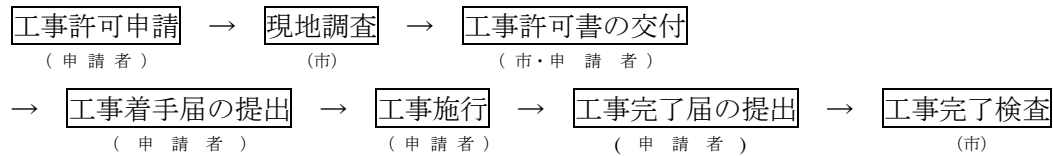


(3) 工事許可に必要な手続

法定外公共物において、敷地の占用を伴わない工事（歩道の切下げ、ガードレールの撤去、法面の盛土・切土等）を行う必要がある場合、法定外公共物の機能・構造に支障のない範囲で工事の許可を受けることができます。

工事許可についても占用許可と同様に事前に市長の許可が必要になりますが、占用料は必要ありません。

《工事許可手続の主な流れ》



(4) 用途廃止（売払い）に必要な手続

① 用途廃止申請

「用途廃止」とは、特定の行政目的（道路・水路）の用に供していた行政財産を、その用に供する必要がないものと認めてその用途を廃止し、普通財産にする手続をいいます。

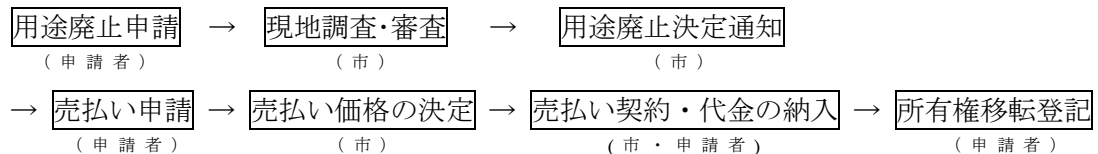
行政目的の用に供しなくなった法定外公共物の売払いを受けようとする場合、用途廃止して普通財産にしないと売り払うことができないことから必要になる手続です。

申請にあたっては、隣接地所有者及び地元代表者（町内会長等）の同意を得ていただく必要があります。

② 売払い申請

用途廃止された普通財産は、売払いを受けることができます。通常、法定外公共物は単独では利用不能な長狭物であるため、申請者は、原則として当該公共物の隣接地所有者（用途廃止申請者）になります。

《用途廃止（売払い）手続の主な流れ》



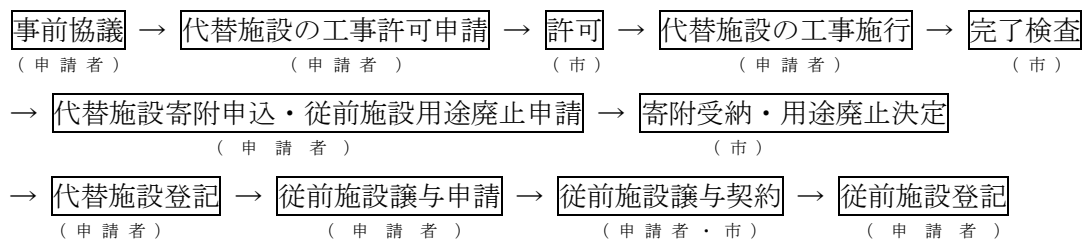
(5) 付替えに必要な手続

「付替え」とは、法定外公共物の用途に代わるべき代替施設を市に寄附し、従前の法定外公共物の敷地の譲与を受ける手続をいいます。（寄附した財産の範囲内は無償）

申請にあたっては、隣接地所有者及び地元代表者（町内会長等）の同意を得ていただく必要があります。

なお、付替えを希望される場合は、代替施設の寄附を受けることが適当かどうかの審査がありますので、代替施設の工事施行前に必ずご相談ください。

《付替え手続の主な流れ》

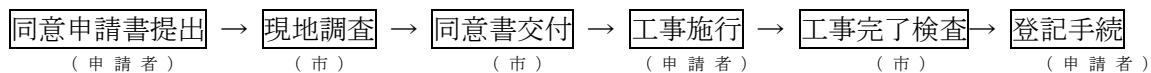


(6) 開発行為に伴う公共施設管理者同意に必要な手続

都市計画法に定める開発区域内に法定外公共物（公共施設）がある場合、同法の規定に基づき公共施設管理者の同意が必要になります。（土地改良区域内・土地区画整理区域内も同様）

申請にあたっては、隣接地所有者及び地元代表者（町内会長等）の同意を得ていただく必要があります。

《同意手続の主な流れ》



問合せ先

支所管内の区分	市街化区域・市街化調整区域の別	法定外公共物の種別	問合せ先	電話番号
本庁、伊敷支所・吉野支所	市街化区域・市街化調整区域	普通河川	河川港湾課	099-216-1412
		農道・農業用水路	農地整備課	099-216-1342
	市街化調整区域	里道・その他の水路	農地整備課	099-216-1342
	市街化区域	里道	道路管理課	099-216-1354
その他の水路		河川港湾課	099-216-1412	
谷山支所管内	市街化区域・市街化調整区域	普通河川	河川港湾課	099-216-1412
		農道・農業用水路	谷山農林課	099-269-8487
	市街化調整区域	里道・その他の水路	谷山農林課	099-269-8487
	市街化区域	里道	谷山建設課	099-269-8442
その他の水路		河川港湾課	099-216-1412	
吉田支所管内	農道・農業用水路、その他の水路		農地整備課	099-216-1342
	里道		吉田建設事務所	099-294-1216
	普通河川		河川港湾課	099-216-1412
桜島支所管内	農道・農業用水路、里道・その他の水路		農地整備課	099-216-1342
	普通河川		河川港湾課	099-216-1412
喜入支所管内	農道・農業用水路		谷山農林課	099-269-8487
	普通河川		河川港湾課	099-216-1412
	里道（営農地あり）		谷山農林課	099-269-8487
	里道（営農地なし）		喜入建設事務所	099-345-3760
松元支所管内	農道・農業用水路、その他の水路		農地整備課	099-216-1342
	普通河川		河川港湾課	099-216-1412
	里道（営農地あり）		農地整備課	099-216-1342
	里道（営農地なし）		松元建設事務所	099-278-5428
郡山支所管内	農道・農業用水路、里道・その他の水路		農地整備課	099-216-1342
	普通河川		河川港湾課	099-216-1412

※ このしおりは、基本的な取扱いを記載したものです。詳しい内容につきましては、上記までお問合せください。

※※ 鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) に「法定外公共物に関する手続き」を掲載しております。